

平成 25 年

第 2 回可児市議会定例会議案

平成25年 6 月 4 日

目 次

承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	1
	可児市税条例の一部を改正する条例	
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	5
	可児市都市計画税条例の一部を改正する条例	
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて	7
	可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
議案第33号	可児市公告式条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第34号	可児市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	16
議案第35号	可児市荒川豊蔵資料館の設置及び管理に関する条例の制定について	17
議案第36号	可児市子ども・子育て会議条例の制定について	22
議案第37号	可児市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	24
議案第38号	可児市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	26
議案第39号	可児市上下水道事業経営審議会条例の制定について	29
議案第40号	人権擁護委員候補者の推薦について	31

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年 6 月 4 日提出

可児市長 富田 成輝

記

専決処分書

地方自治法第179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年 3 月31日専決

可児市長 富田 成輝

記

可児市税条例の一部を改正する条例

可児市税条例（昭和35年可児町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(固定資産税の納税義務者等) 第37条 (略) 2 ~ 4 (略) 5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第49号）第46条第 1 項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街	(固定資産税の納税義務者等) 第37条 (略) 2 ~ 4 (略) 5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第49号）第46条第 1 項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街

区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)第19条第1項第1号イの事業を含む。)の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した

区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

6及び7 (略)

(特別土地保有税の納税義務者等)

第101条 (略)

2及び3 (略)

4 土地区画整理法による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。)又は土地改良法による土地改良事業(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。)の施行に係る土地について法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地(以下この項において「仮換地等」という。)の指示があった場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなった日以後においては、当該仮換地等である土地に対応する従前の土地(以下この項において「従前の土地」という。)の取得又は所有をもって当該仮換地等である土地の取得又は所有とみなし、当該従前の土地の取得者又は所有者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。

5及び6 (略)

6及び7 (略)

(特別土地保有税の納税義務者等)

第101条 (略)

2及び3 (略)

4 土地区画整理法による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。)又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地について法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地(以下この項において「仮換地等」という。)の指示があった場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなった日以後においては、当該仮換地等である土地に対応する従前の土地(以下この項において「従前の土地」という。)の取得又は所有をもって当該仮換地等である土地の取得又は所有とみなし、当該従前の土地の取得者又は所有者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。

5及び6 (略)

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は平成25年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、改正後の可児市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成25年 4 月 1 日前に地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第 3 号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の 9 第 1 項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例付則第10条の 3 第 6 項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年 6 月 4 日提出

可児市長 富田 成輝

記

専決処分書

地方自治法第179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年 3 月31日専決

可児市長 富田 成輝

記

可児市都市計画税条例の一部を改正する条例

可児市都市計画税条例（昭和63年可児市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 （読替規定） 第 9 条 法附則第15条第 1 項、 <u>第 5 項、第 14 項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項</u> 、第15条の 2 第 2 項又は第15条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第	付 則 （読替規定） 第 9 条 法附則第15条第 1 項、 <u>第12項、第 16 項から第24項まで、第26項、第27項、第29項若しくは第33項</u> 、第15条の 2 第 2 項又は第15条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2

2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の可児市都市計画税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年6月4日提出

可児市長 富田 成輝

記

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年3月31日専決

可児市長 富田 成輝

記

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

可児市国民健康保険税条例（昭和36年可児町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）</p> <p>第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）</p> <p>第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192</p>

号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第8条の2及び第23条において同じ。)以外の世帯
30,000円

(2) (略)

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第8条の2 第3条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯以外の世帯 6,500円

(2) (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本

号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第8条の2及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第8条の2及び第23条において同じ。)以外の世帯 30,000円

(2) (略)

(3) 特定継続世帯 22,500円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第8条の2 第3条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,500円

(2) (略)

(3) 特定継続世帯 4,875円

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本

文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が510,000円を超える場合には、510,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が140,000円を超える場合には、140,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が120,000円を超える場合には、120,000円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア (略)

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯以外の世帯 21,000円

(2) (略)

ウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯以外の世帯 4,550円

(2) (略)

オ及びカ (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万

文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が510,000円を超える場合には、510,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が140,000円を超える場合には、140,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が120,000円を超える場合には、120,000円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円を超えない世帯に係る納税義務者

ア (略)

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 21,000円

(2) (略)

(3) 特定継続世帯 15,750円

ウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,550円

(2) (略)

(3) 特定継続世帯 3,413円

オ及びカ (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、

円に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア（略）

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯以外の世帯 15,000円

(2)（略）

ウ（略）

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯以外の世帯 3,250円

(2)（略）

オ及びカ（略）

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき350,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア（略）

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

330,000円に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア（略）

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,000円

(2)（略）

(3) 特定継続世帯 11,250円

ウ（略）

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,250円

(2)（略）

(3) 特定継続世帯 2,438円

オ及びカ（略）

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき350,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア（略）

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

<p>() 特定世帯以外の世帯 6,000円</p> <p>() (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額</p> <p>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>() 特定世帯以外の世帯 1,300円</p> <p>() (略)</p> <p>オ及びカ (略)</p> <p>付 則</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険税の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。</p>	<p>(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,000円</p> <p>(1) (略)</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 4,500円</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額</p> <p>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,300円</p> <p>(1) (略)</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 975円</p> <p>オ及びカ (略)</p> <p>付 則</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険税の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。)」とする。</p>
--	--

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の可児市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第33号

可児市公告式条例の一部を改正する条例の制定について

可児市公告式条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年6月4日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市公告式条例の一部を改正する条例

可児市公告式条例（昭和30年可児町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（規則の公布）</p> <p>第3条 <u>前条の規定は、規則の公布について準用する。</u></p>	<p>（規則及び規程の公布等）</p> <p>第3条 <u>規則を公布しようとするとき又は市長の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、公表又は公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して、市長印を押さなければならない。</u></p> <p>2 <u>前条第2項の規定は、規則及び前項の規程について準用する。</u></p>
<p>（規程の公表）</p> <p>第4条 <u>規則を除くほか、市長の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して、市長印を押さなければならない。</u></p> <p>2 <u>第2条第2項の規定は、前項の規程について準用する。</u></p>	
<p>（市の機関の定める規則及び規程の公表）</p>	<p>（市の機関の定める規則及び規程の公表）</p>

<p>第5条 第2条の規定は、教育委員会を除く市の機関の定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「市長」とあるのは「<u>当該機関又は当該機関を代表する者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前条の規定は、教育委員会を除く市の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「<u>当該機関又は当該機関を代表する者の氏名</u>」と、「市長印」とあるのは「<u>当該機関の印又は当該機関を代表する者の印</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(規則等の施行期日)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>第4条 前条の規定は、教育委員会を除く市の機関の定める規則及び規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「<u>当該機関又は当該機関を代表する者の氏名</u>」と、「市長印」とあるのは「<u>当該機関の印又は当該機関を代表する者の印</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(規則等の施行期日)</p> <p>第5条 (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(可児市職員の給与支給に関する条例の一部改正)

第2条 可児市職員の給与支給に関する条例(昭和42年可児町条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第21条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により一時差止処分を行った旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けた者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を可児市公告式条例(昭和30年可児町条例第1号)第4条の規定の例により公表することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その公表した日から起算</p>	<p>第21条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により一時差止処分を行った旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けた者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を可児市公告式条例(昭和30年可児町条例第1号)第3条の規定の例により公表することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その公表した日から起算</p>

<p>して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けた者に到達したものとみなす。</p> <p>4～8（略）</p>	<p>して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けた者に到達したものとみなす。</p> <p>4～8（略）</p>
--	--

議案第34号

可児市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年6月4日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

可児市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和36年可児町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与) 第2条 (略) 2 教育長の給料は、月額 <u>710,000円</u> とする。 3 (略)	(給与) 第2条 (略) 2 教育長の給料は、月額 <u>644,000円</u> とする。 3 (略)

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

議案第35号

可児市荒川豊蔵資料館の設置及び管理に関する条例の制定について

可児市荒川豊蔵資料館の設置及び管理に関する条例を次のとおり制定する。

平成25年6月4日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市荒川豊蔵資料館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 可児市は、荒川豊蔵の偉業を永く後世に伝えとともに、陶芸文化への親しみ及び理解を深めるため、荒川豊蔵資料館(以下「資料館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 資料館の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 荒川豊蔵資料館

位置 可児市久々利柿下入会352番地

(職員)

第3条 資料館に、館長及び必要な職員を置く。

(入館料)

第4条 資料館に入館しようとする者は、入館の際に別表に定める入館料を納付しなければならない。ただし、乳幼児、小学生、中学生及び高校生に係る入館料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、入館料を減免し、又は割引することができる。

(受託物に関する責任)

第5条 受託物が天災その他不可抗力により損傷し、又は滅失したときは、市長は、その責めを負わない。

(損害の賠償)

第6条 資料館に入館した者は、資料館の施設、備品又は資料をき損し、又は滅失したときは、その損害を市に賠償しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(可児郷土歴史館条例の一部改正)

第2条 可児郷土歴史館条例(昭和48年可児町条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後						
<p>(入館料)</p> <p>第7条 歴史館に入館しようとする者は、入館の際に次に定める入館料を納付しなければならない。ただし、乳幼児、小学生、中学生及び高校生に係る入館料は、無料とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">入館料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通入館料(1人1回につき)</td> <td style="text-align: center;">310円</td> </tr> <tr> <td>団体入館料(30人以上1人1回につき)</td> <td style="text-align: center;">250円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市が主催する催し等がある場合又は国、県等が主催する催し等に協賛する場合は、市長は、期間を限定し、前項の入館料を超えない範囲内で別に入館料を定めることができる。</u></p> <p>3 市長は、特別の理由があると認める者<u>に対しては、入館料を減免することができる。</u></p> <p>(受託物に関する責任)</p> <p>第8条 受託物が天災その他不可抗力により損傷し、又は滅失した場合はその責めを負わない。</p> <p>(損害の弁償)</p> <p>第9条 <u>入館者は、歴史館の設備、器物をき損又は滅失したときは、その損害を弁償しなければならない。</u></p>	種別	入館料	普通入館料(1人1回につき)	310円	団体入館料(30人以上1人1回につき)	250円	<p>(入館料)</p> <p>第7条 歴史館に入館しようとする者は、入館の際に別表に定める入館料を納付しなければならない。ただし、乳幼児、小学生、中学生及び高校生に係る入館料は、無料とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市長は、特別の理由があると認めるときは、入館料を減免し、又は割引することができる。</u></p> <p>(受託物に関する責任)</p> <p>第8条 受託物が天災その他不可抗力により損傷し、又は滅失したときは、<u>市長は、その責めを負わない。</u></p> <p>(損害の賠償)</p> <p>第9条 <u>歴史館に入館した者は、歴史館の施設、備品又は資料をき損し、又は滅失したときは、その損害を市に賠償しなければならない。</u></p>
種別	入館料						
普通入館料(1人1回につき)	310円						
団体入館料(30人以上1人1回につき)	250円						

第3条 可児郷土歴史館条例の一部を次のように改正する。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第7条関係）

区分	単位	金額
入館料（1人1回につき）	個人	200円
	団体（20人以上）	150円
共通入館料（1人1回につき）	個人	300円

備考 共通入館料とは、歴史館のほか、可児市兼山歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（平成17年可児市条例第43号）に規定する兼山歴史民俗資料館及び可児市荒川豊蔵資料館の設置及び管理に関する条例（平成25年可児市条例第 号）に規定する荒川豊蔵資料館のうち、いずれかを選択し、入館する場合の入館料をいう。

（可児市兼山歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 可児市兼山歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（平成17年可児市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後						
<p>（入館料）</p> <p>第4条 資料館に入館しようとする者は、入館の際に次に定める入館料を納付しなければならない。ただし、乳幼児、小学生、中学生及び高校生に係る入館料は、無料とする。</p> <table border="1" data-bbox="236 1182 790 1339"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>入館料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通入館料（1人1回につき）</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>団体入館料（20人以上1人1回につき）</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、市が主催する催し等がある場合又は国、県等が主催する催し等に協賛する場合は、市長は、期間を限定し、前項の入館料を超えない範囲で別に入館料を定めることができる。</p> <p>3 市長は、特別の理由があると認める者に対しては、入館料を減免することができる。</p> <p>（受託物に関する責任）</p> <p>第5条 受託物が天災その他不可抗力により損傷し、又は滅失した場合は、その責</p>	種 別	入館料	普通入館料（1人1回につき）	200円	団体入館料（20人以上1人1回につき）	150円	<p>（入館料）</p> <p>第4条 資料館に入館しようとする者は、入館の際に別表に定める入館料を納付しなければならない。ただし、乳幼児、小学生、中学生及び高校生に係る入館料は、無料とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、入館料を減免し、又は割引することができる。</p> <p>（受託物に関する責任）</p> <p>第5条 受託物が天災その他不可抗力により損傷し、又は滅失したときは、市長</p>
種 別	入館料						
普通入館料（1人1回につき）	200円						
団体入館料（20人以上1人1回につき）	150円						

<p>めを負わない。</p> <p>(損害の弁償)</p> <p>第6条 <u>入館者は、資料館の設備、器物をき損又は滅失したときは、その損害を弁償しなければならない。</u></p>	<p>は、その責めを負わない。</p> <p>(損害の賠償)</p> <p>第6条 <u>資料館に入館した者は、資料館の施設、備品又は資料をき損し、又は滅失したときは、その損害を市に賠償しなければならない。</u></p>
--	---

第5条 可児市兼山歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

区分	単位	金額
入館料（1人1回につき）	個人	200円
	団体（20人以上）	150円
共通入館料（1人1回につき）	個人	300円

備考 共通入館料とは、資料館のほか、可児郷土歴史館条例（昭和48年可児町条例第9号）に規定する可児郷土歴史館及び可児市荒川豊蔵資料館の設置及び管理に関する条例（平成25年可児市条例第 号）に規定する荒川豊蔵資料館のうち、いずれかを選択し、入館する場合の入館料をいう。

別表（第4条関係）

区分	単位	金額
入館料（1人1回につき）	個人	200円
	団体（20人以上）	150円
共通入館料（1人1回につき）	個人	300円

備考 共通入館料とは、資料館のほか、可児郷土歴史館条例（昭和48年可児町条例第9号）に規定する可児郷土歴史館及び可児市兼山歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（平成17年可児市条例第43号）に規定する兼山歴史民俗資料館のうち、いずれかを選択し、入館する場合の入館料をいう。

議案第36号

可児市子ども・子育て会議条例の制定について

可児市子ども・子育て会議条例を次のとおり制定する。

平成25年6月4日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、市長の諮問に応じ、同項各号に掲げる事務に関し調査、審議及び答申するため、可児市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- (4) 子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者
- (5) 市民から公募する者
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員任命後の最初の会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に任命される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

議案第37号

可児市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

可児市新型インフルエンザ等対策本部条例を次のとおり制定する。

平成25年6月4日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、可児市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理するほか、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 前3項に定める者のほか、対策本部に必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定め

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第38号

可児市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年6月4日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

可児市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例（平成19年可児市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																		
<p>（適用区域）</p> <p>第3条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された地区計画のうち同法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画が定められた次に掲げる区域に適用する。</p> <p>(1)～(8) （略）</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">建築物の用途の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区域名称</th> <th style="width: 20%;">細地区名称</th> <th style="width: 60%;">建築してはならない建築物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>桜ヶ丘地区</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区域名称	細地区名称	建築してはならない建築物	（略）			桜ヶ丘地区	（略）		<p>（適用区域）</p> <p>第3条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された地区計画のうち同法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画が定められた次に掲げる区域に適用する。</p> <p>(1)～(8) （略）</p> <p>(9) <u>可児柿田流通工業団地地区整備計画区域</u></p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">建築物の用途の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区域名称</th> <th style="width: 20%;">細地区名称</th> <th style="width: 60%;">建築してはならない建築物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>桜ヶ丘地区</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区域名称	細地区名称	建築してはならない建築物	（略）			桜ヶ丘地区	（略）	
区域名称	細地区名称	建築してはならない建築物																	
（略）																			
桜ヶ丘地区	（略）																		
区域名称	細地区名称	建築してはならない建築物																	
（略）																			
桜ヶ丘地区	（略）																		

整備計画区域	近隣センター地区	法別表第2(5)項に掲げる建築物のほか、次の各号に掲げる用に供する建築物 (1)～(10) (略) (11) 法別表第2(と)項第3号に掲げる建築物又は第4号に掲げる建築物(給油所を除く。) (12) (略)
	(略)	
可児駅東地区整備計画区域	(略)	

備考

- この表において「法」とは、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律(平成18年法律第46号。以下「平成18年改正法」という。)による改正前の建築基準法をいう。

整備計画区域	近隣センター地区	法別表第2(5)項に掲げる建築物のほか、次の各号に掲げる用に供する建築物 (1)～(10) (略) (11) 法別表第2(と)項第3号に掲げる建築物又は同項第4号に掲げる建築物(給油所を除く。) (12) (略)
	(略)	
可児駅東地区整備計画区域	(略)	
可児柿田流通工業団地地区整備計画区域		法別表第2(3)項に掲げる建築物のほか、次の各号に掲げる用に供する建築物 (1) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3) 場内車券売場及び場内勝舟投票券発売所 (4) 法別表第2(ぬ)項第1号に掲げる建築物又は同項第2号に掲げる建築物

備考

- この表において「法」とは、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律(平成18年法律第46号。以下「平成18年改正法」という。)による改正前の建築基準法をいう。ただし、可児柿田流通工業団地地区整備計画区域については、平成18年改正法による改正後の建築基準法をいう。

2 (略)

2 (略)

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

議案第39号

可児市上下水道事業経営審議会条例の制定について

可児市上下水道事業経営審議会条例を次のとおり制定する。

平成25年6月4日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市上下水道事業経営審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業の経営に関し必要な調査及び審議を行うため、可児市上下水道事業経営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の役員又は職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(可児市水道料金審議会条例の廃止)

2 可児市水道料金審議会条例(昭和62年可児市条例第23号)は、廃止する。

(委員の任期の特例)

3 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

議案第40号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

平成25年6月4日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
井神 明	可児市広見791番地 6
堀井 玲子	可児市桜ヶ丘七丁目132番地
山田 まゆみ	可児市緑七丁目73番地